

役員及び評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

2 理事及び評議員等が会議に出席したときは、報酬を支払う。報酬額は別表1のとおりとする。

別表1

| | | |
|------------|----|----------|
| 理事長 | 月額 | 100,000円 |
| 理事・監事 | 1回 | 8,000円 |
| 評議員選任・解任委員 | 1回 | 8,000円 |
| 評議員 | 1回 | 5,000円 |
| 第三者委員 | 1回 | 5,000円 |

(支給日)

第3条 役員及び評議員等の報酬は会議開催日に支払う。

(改正)

第4条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附則

この規程は、平成30年6月28日より施行